

岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第67号

岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県自然環境保全条例施行規則（昭和49年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（保全事業の一部を執行できる公共団体）</p> <p>第13条 条例第14条第2項に規定する知事が定める公共団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（8） [略]</p> <p>（9） <u>独立行政法人宇宙航空研究開発機構</u></p> <p>（10）～（15） [略]</p>	<p>（保全事業の一部を執行できる公共団体）</p> <p>第13条 条例第14条第2項に規定する知事が定める公共団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（8） [略]</p> <p>（9） <u>国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構</u></p> <p>（10）～（15） [略]</p>
2	<p>（特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）</p> <p>第19条 条例第15条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（8） [略]</p> <p>（9） <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>（10）～（12） [略]</p>	<p>（特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）</p> <p>第19条 条例第15条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（8） [略]</p> <p>（9） <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>（10）～（12） [略]</p>
3	<p>（保全事業の一部を執行できる公共団体）</p> <p>第13条 条例第14条第2項に規定する知事が定める公共団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u></p> <p>（3）～（15） [略]</p>	<p>（保全事業の一部を執行できる公共団体）</p> <p>第13条 条例第14条第2項に規定する知事が定める公共団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>独立行政法人労働者健康安全機構</u></p> <p>（3）～（15） [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は平成27年5月29日から、表3の項の改正部分は平成28年4月1日から施行する。